

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受理番号	2697	受理年月日	令和6年11月25日
件名	マンション建設の指導（左京区聖護院）		
要旨	<p>聖護院門跡は寺社様式の建築ではなく、宮建築（皇居と同じ様式）で建てられている。そのため、5階建てのマンションから聖護院門跡をのぞき見ることは、皇居をのぞき見るようなものである。聖護院門跡は代々法親王が入寺された門跡寺院で、江戸時代に2度、光格天皇と孝明天皇の仮御所にされた聖護院旧仮御所として国の史跡に指定された歴史的価値のある地である。重要文化財の数々も在している。</p> <p>先の市長総括質疑でも松井市長は、「メリハリのある都市計画の緩和と、それから場合によっては強化すべきところもあるかもしれないという風に申し上げてます。今委員がおっしゃった虫食い型の開発っていうのは、私は今、実は一番懸念しているのは、この市役所も存在するようなこういう市内の中心部のエリアであり…私は規制緩和を一辺倒で進めようなんてことは思っていません。」と発言している。この言葉は京都の歴史や文化を理解しているからこそその発言と感銘を受けた。</p> <p>京都の景観を保全・再生・創出とし、屋外景観や高さ制限はゾーンで考えられている。先の市長発言のように、長い京都の歴史において一律ゾーンでくることに無理が出ている。現在マンション建設が進んでいる聖護院門跡の南の地区は高さ制限では15メートルだが、聖護院門跡の歴史、山並み背景型美観地区という地では、この高さでの許可は余りにも一律的で、その認可に歴史や文化への理解を感じることができない。</p> <p>横山大観ら多くの画家により描かれた東山の山並みは、山から見た京のまちではなく、日々の暮らしの中で仰ぎ見ている人々が見てきた東山の姿で、大切な文化的景観ではないか。ただ東山が見えればいいではなく、その山並みが大切で、京都市市街地景観整備条例に基づき、山並み背景型美観地区に指定して、京都市がその景観を守ろうとしているのだと信じている。</p> <p>本年2月21日から4次にわたる市民提案が出されたが、その条例が単なる市民要望のガス抜き条例となるのではなく、京都市が真に歴史や文化を理解し、まちの風情を守る姿勢を見せてもらえるものと信じている。</p> <p>聖護院門跡、須賀神社、黒谷（金戒光明寺）は、観光資源としてもその魅力が詰まっている。富士山が見えなくなるので積水ハウスが建設済みのマンションを壊してまで景観を守ったように、現在の条例や認可の順番で判断するのではなく、次世代、次々世代のためにも、この美しい景観と風情ある町並みを残してほしい。</p> <p>については、1から4次にわたる49名によって提出された市民提案による視点場を一刻も早く承認し、聖護院門跡、須賀神社、黒谷（金戒光明寺）に至るまちの風情、山並み背景型美観地区としての景観を保存するために、現在のマンション建設を3階までの低層にするよう指導することを願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	まちづくり委員会		